

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年3月24日付け人事第229号（整理番号第27号）及び令和3年4月6日付け人事第3号（整理番号第29号）で行った個人情報開示請求却下決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）に基づいて令和3年3月10日付で行った個人情報の開示請求に対し、実施機関が令和3年3月24日付で行った個人情報開示請求却下決定について、これを不服として、これを取消すことを求めるものである。
- (2) 請求人が条例に基づいて令和3年3月24日付で行った個人情報の開示請求に対し、実施機関が令和3年4月6日付で行った個人情報開示請求却下決定について、これを不服として、これを取消すことを求めるものである。

3 本件個人情報について

本件審査請求の対象となっている個人情報の内容は（以下「本件個人情報」という。）は、①私（請求人）に係る公務災害補償通知書に関する急性症状の消退における令和2年12月12日に市に提出された主治医意見書の内容、及び②私（請求人）に係る令和元年8月1日に発生した公務災害にかかる〇〇外科及び〇〇病院から提出された診断書の内容である。

4 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書及び反論書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例では、市職員、元市職員の個人情報は開示しないと定めているが、それは、第三者である市民が、行政情報を開示請求するにあたり、市職員、元市職員の個

人情報が開示されると、市職員、元市職員個人に、不利益を及ぼすものに限られる。今回は、請求人自身が当人の個人情報を開示請求したのであるから、開示決定されても、何ら当人に不利益を及ぼさないのであるから、開示決定されるべきである。

(2) 本件個人情報、請求人の公務災害審査請求に、必要となってくるものであるから、不開示決定のままだと、逆に請求人に不利益を及ぼすので開示されるべきである。

(3) 実施機関が不開示とするのは、開示請求者以外の方の権利利益が損なわれるおそれがある場合等に限られると思う。例えば、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報や、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報（公務員の職務遂行上の職・氏名や市の予算執行にかかわる公務員以外の者の職・氏名などは開示）、法人などの正当な利益を害するおそれなどがある情報、人の生命・財産の保護、犯罪の予防などに支障を及ぼすおそれがある情報、行政機関の審議、検討等に関する情報で、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれなどがある情報、行政機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報などである。請求人が、今回開示請求をした内容は、これらに当てはまらないので、不開示決定を取り消して、開示決定されるべきである。

(4) 実施機関が請求人に本件個人情報を開示することは、憲法の定めるプライバシーの侵害に当たらない。

5 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

条例が、第3章において個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求等に係る権利を規定した趣旨は、地方公共団体の行政機関がその性質上、当該地方公共団体の住民を始めとする大量の個人情報を保有、管理していることに鑑み、もっぱら市民に対し行政機関が保有する自己の個人情報をコントロールする権利を保障しようとしたものである。一方、条例42条3項に規定する個人情報を本市が保有する場合は、労働関係における使用者と被用者との関係に類似する任用関係の中で、本市が保有するに至った職員の個人情報であって、条例第3章の趣旨は全く妥当しないも

のである。そのため、条例４２条３項は、第３章の規定は適用しないこととしたものであり、条例が個人情報の開示請求権等を保障した趣旨から論理必然的に導かれるものである。

本件個人情報は、本市の職員であった者の公務災害補償という福利厚生に関する事項についての個人情報であるため、条例４２条３項により個人情報開示請求却下決定を行った。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示等の権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としている。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、条例における個人情報保護の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 条例第４２条第３項の該当性について

条例第４２条第３項は、「第６条及び第３章の規定は、本市の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、研修、福利厚生その他これらに類する事項に関する個人情報については、適用しない。」と規定している。そして、本件個人情報はいずれも公務災害補償に関するものであり、これらの個人情報が「福利厚生」に関する個人情報であることは明らかであり、個人情報保護条例の趣旨及び条例第４２条第３項の文言上、実施機関の判断はやむを得ないものといえることができる。

しかしながら、民間企業において労災が発生し、各都道府県の労働局が当該労災に関する個人情報を有している場合、個人情報開示請求により開示に応じていることと対比して、本市職員又は本市職員であった者が公務災害に関する個人情報の開示請求に対し、条例を根拠として一切個人情報の開示に応じないこととなると、本市職員又は本市職員であった者にとって不利益となることが予想される。そのため、実施機関においては、少なくとも公務災害に関する個人情報で、それを請求者本人に開示しても公務の遂行上支障がないような場合には、原則として

開示請求に応じるような内規を定め、本市職員や職員であった者が開示請求ができるように周知等を行うことが望ましいと考える。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月4日	・ 諮問書受理（第27号、第29号）
令和4年2月15日	・ 審議（令和3年度第1回審査会合議体）
令和4年3月15日	・ 審議（令和3年度第2回審査会合議体）
令和4年4月27日	・ 審議（令和4年度第1回審査会合議体）
令和4年6月6日	・ 審議（令和4年度第2回審査会合議体）
令和4年7月15日	・ 答申